

北海道立総合博物館指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

- ア 法人その他の団体であること。（地方自治法第244条の2第3項）
- イ 北海道内に事務所又は事業所を有すること。
- ウ 道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するもの（コンソーシアムの場合は、構成団体が該当するもの）は、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手續条例施行規則第5条＞

(欠格事項)

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手續開始の決定を受けて復歸を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における北海道立総合博物館（以下「本施設」という。）の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で2,041,369,000円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合

- ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合
 - ② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
- ① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
 - ② 記載事項及び添付に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手続条例第4条＞

(選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体(申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。)について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

- 1 歴史、文化と自然へのふれあいを通じ、道民の北海道の歴史、文化に対する認識と自然への理解を深めるため、本施設及び付帯施設の維持管理を適切に行い利用を促進すること。
- 2 北海道の開拓の歴史を示す建造物群の保存及び活用を図り、開拓過程における生活文化に対する認識を深めること。
- 3 道立自然公園野幌森林公園の自然とのふれあいを推進し、自然環境の保全等について理解を深めること。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

III 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に示す申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

【表1】

申請資格等（形式的要件）審査項目				
①申請資格を有していること。 ②欠格事項に該当しないこと。 ③複数の申請をしていないこと。 ④収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること。 ⑤申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること。 ⑥申請書類の記載事項及び添付に不備がないこと。				
申請資格			単体	コンソーシアム (構成員)
		説明		
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。	○	○
イ	北海道内に事務所又は事業所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。	○	○
ウ	道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。		○	○
欠格事項			単体	コンソーシアム (構成員)
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体		○	○
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産 手続開始の決定を受けて 復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の 手続き において、その公正な 手続き を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者		○	○
ウ	破産宣告を受けた法人又は清算法人		○	○
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員		○	○

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

【表2】必須項目審査に係る審査項目

選定基準	必須項目	適合状況 (主な審査資料)
①正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a) 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。	(業務計画書)
②業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。	(業務計画書)
	【利用者数の見込み】 b) 要求水準で示した事業等が実施される計画内容であること c) 施設利用者数の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること	(業務計画書)
	【安全確保等】 d) 施設全体に関する事故防止策を定めていること e) 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること	(業務計画書)
	【道全体として取り組むべき課題への対応】 f) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の1～5及び7～9に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること g) ICT(情報通信技術)を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること	(業務計画書)
③業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【法令遵守能力等】 a) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること b) 役員等(法人でない団体にあつては、代表者)に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがいないこと c) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと d) 社会保険等の届出義務を履行していること	(定款・寄付行為、誓約書等) (誓約書等) (役員名簿、誓約書等)
	【資産及び財務の状況】 e) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと	(社会保険等届出義務履行証明書等) (納税証明書)
④収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	a) 業務計画と収支計画が整合していること。	(業務計画書、収支計画書)

<p>⑤（知事が施設の性質又は目的に応じて定める基準）</p> <p>1 歴史、文化と自然へのふれあいを通じ、道民の北海道の歴史、文化に対する認識と自然への理解を深めるため、本施設及び付帯施設の維持管理を適切に行い利用を促進すること。</p> <p>2 北海道の開拓の歴史を示す建造物群の保存及び活用を図り、開拓過程における生活文化に対する認識を深めること。</p> <p>3 道立自然公園野幌森林公園の自然とのふれあいを推進し、自然環境の保全等について理解を深めること。</p>	<p>a) 北海道立総合博物館の一体的管理を活用した提案がなされていること。</p> <p>b) 道民等の施設及び付帯施設の利用促進のための提案がなされていること。</p> <p>c) 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを行うこと。（インバウンド対応を含む）</p> <p>d) 開拓の村の展示物に関する案内書、解説書等を作成し、及び配布すること。（インバウンド対応を含む）</p>	<p>（業務計画書、収支計画書）</p>
--	---	----------------------

(3) 加点項目審査及び得点化の方法

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに審査し、同表に示す配点を上限として得点化する。このうち、項目3の①の審査にあたっては、表4に示す評価方法により得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定した。つまり、ここで審査項目として定めた事項は道が申請者の創意工夫を期待しているものであり、配点を高く設定した審査項目については、より期待しているものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」（8ページ）に基づき審査し、得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

【表3】 加点項目審査に係る審査項目及び配点表

	審査項目	配点
条例 第四 条	1 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(20点)
	① 管理運営の基本方針や運営面の方策が、公の施設の目的、関係法令等と整合性が図られたものであること。	5
	② 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	5
	③ 利用者の利便が図られ、質の高いサービスの提供が期待できること。	5
関係 二 号	④ 利用者やボランティアとの協働の効果を生かした施設づくりが期待できること。	5
	2 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	(17点)
	① スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。	7
号 か ら 四 号	② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	5
	③ ボランティア制度を確立し、効果的な運営に資すること。	5
	3 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。	(30点)
	① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。	15
	② 収支計画書の内容が適切であること。	5
	③ 業務計画と収支計画が整合していること。	5
	④ 社会保険や労働保険等への加入や労働基準法等関係法令の遵守など、雇用条件が	5

～	確保され、かつ、適切な人件費の支出がなされること。	
第 四 条 関 係 （ 五 号 ）	4 歴史、文化と自然へのふれあいを通じ、道民の北海道の歴史、文化に対する認識と自然への理解を深めるため、本施設及び付帯施設を適切に管理し利用を促進すること。 北海道の開拓の歴史を示す建造物群の保存及び活用を図り、開拓過程における生活文化に対する認識を深めるものであること。 道立自然公園野幌森林公園の自然とのふれあいを推進し、自然環境の保全等について理解を深めること。	(33点)
	① 北海道立総合博物館各施設を有効活用する一体的管理や、施設の特性や地域の実情を踏まえた、実効性や有効性に優れた効果的な管理運営が期待できること。	10
	② 展示棟、展示資料等を歴史的遺産として維持管理し、活用すること。	5
	③ 多様な資料の収集が行われるものであること。	5
	④ 歴史文化や自然保護等の普及啓発を行うため、専門知識を有する職員を配置できること。	8
	⑤ 普及啓発事業について実効性のある企画が提案されていること。	5
	合 計	100

【表4】 価格に対する評価方法

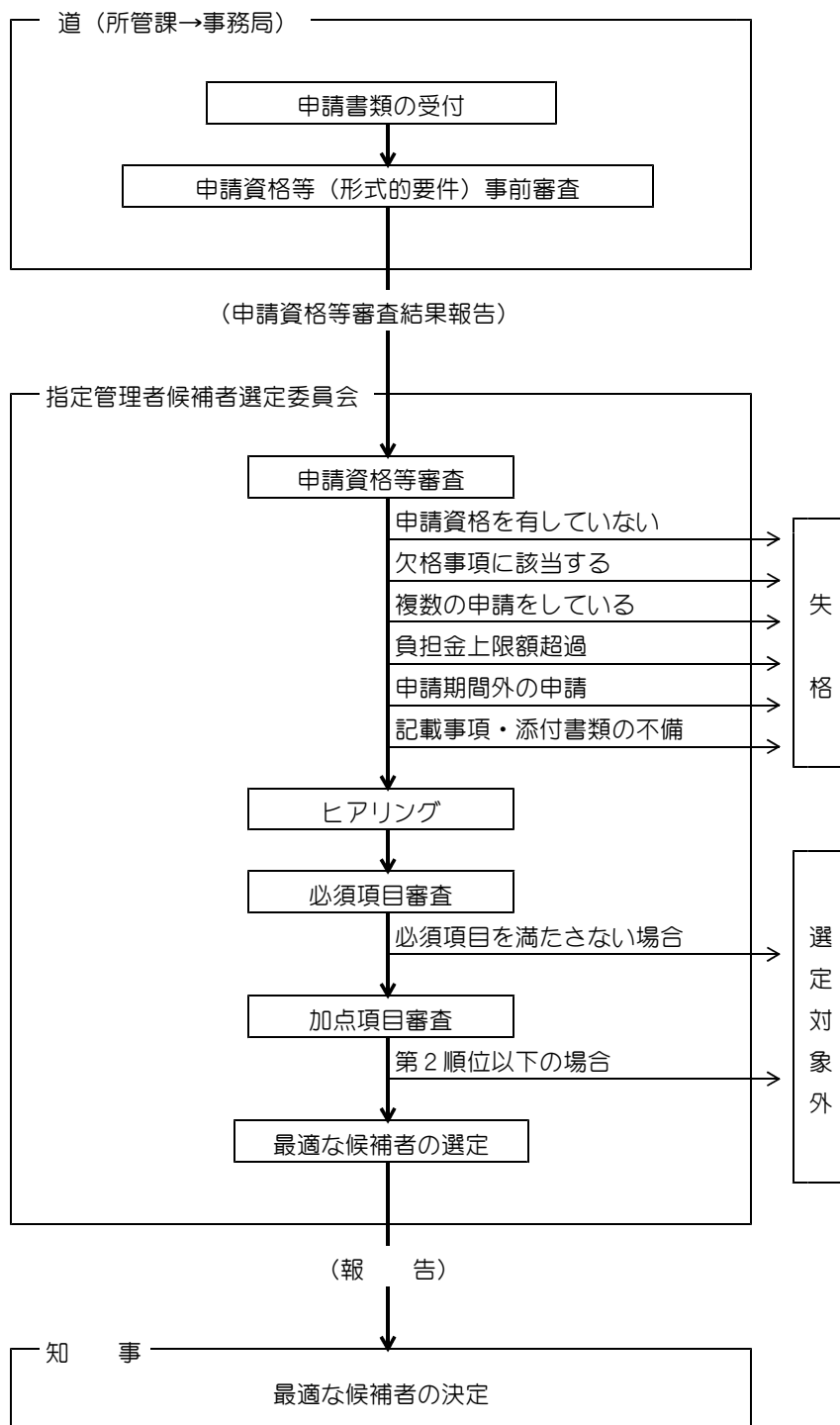
（最 低 入 札 の 価 格 除 算 方 式 ）	○ 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、1位の価格（最低価格）との比率により算出する。
	<p><算出例></p> <p>配点が15点の場合</p> <p>申請者A：道が支払う管理費用総額 50,000千円（最低価格1番札） 得点は満度の15点</p> <p>申請者B：道が支払う管理費用総額 55,000千円（2番札） 得点は13.64点</p> $15点 \times 50,000千円 \div 55,000千円 = 13.636点 \approx 13.64点$ <p style="text-align: right;">（小数点以下第3位四捨五入）</p>

(4) 最適な候補者の選定

加点項目審査の結果に基づく順位付けを行い、選定委員会として、指定管理者の候補者として最適と認める第一順位の団体を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて、最適な候補者を決定する。

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



加算審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、評価を行う。

ただし、3の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「価格に対する評価方法」の「最低入札価格除算方式」による。

【評価事項の視点】

1 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

20点

① 管理運営の基本方針や運営面の方策が、公の施設の目的、関係法令等と整合性が図られたものであること。（配点5点）

（評価事項）

- a 管理運営の基本方針が北海道立総合博物館の目的に合致している。（設置条例）
- b 行為の禁止に対する具体的な方策が盛り込まれている。（設置条例）
- c 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の適正な管理のための措置が講じられている。
（北海道個人情報保護条例）
- d 防火管理者を定めるほか防火管理上適切な措置が盛り込まれている。（消防法）また、事故防止策、巡回点検等の安全確保対策が盛り込まれている。
- e 生活環境保全、ゴミの減量化、その他公衆衛生の向上に関する方針が示されている。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

② 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。（配点5点）

（評価事項）

- a 公平性、合理性が図られ、利用しやすい料金設定となっている。
- b 増収見込み額の算定が的確である。
- c 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な利用促進方策が提案されている。
- d 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されている。
- e その他、収入増加に関する優れた提案がなされている。

③ 利用者の利便が図られ、質の高いサービスの提供が期待できること。（配点5点）

（評価事項）

- a 利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる取組が提案されている。
- b インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。
- c 幼児、身障者、老人への配慮に関する提案がなされている。
- d 施設内看板の外国語表示、館（村）内放送など、外国人への配慮に関する提案がなされている。
- e その他、利用者へのサービス提供への配慮について優れた提案がなされている。

④ 利用者やボランティアとの協働の効果を生かした施設づくりが期待できること。（配点5点）

（評価事項）

- a 効率的な施設の管理運営につながる協働事業が提案されている。
- b 利用者にとって、参加インセンティブが高まる魅力ある協働事業が提案されている。
- c 利用者の歴史認識や自然・環境保護の啓発につながる協働事業が提案されている。

- d その他、利用者、地域自治体や学校等関係団体等、ボランティアとの協働や連携に係る優れた事業提案がなされている。

2 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 17点

① スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。(配点7点)

(評価事項)

- a 利用者の安全確保、充実したサービスを効果的に実施できるスタッフ体制である。
- b 定期的な研修等、職員の資質の向上のための教育が計画されている。
- c 専門的な知識を必要とする業務に適切な人員が配置できる。
- d 緊急時に適切な対応ができるスタッフ体制である。
- e その他、機動的な組織体制に関する優れた提案がなされている。

② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。(配点5点)

(評価事項)

- a 団体の財務諸表等により、業務を安定して行うための十分な資金力が確認できる。
- b 直接、間接を問わず、類似施設の管理運営実績が複数年あり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- c 直接、間接を問わず、植物管理業務あるいは植生施工の実績があり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- d 直接、間接を問わず、施設・設備等保守業務の実績が複数年あり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- e その他、業務処理を安定して行うための優れた提案がなされている。
<注記>実績については、業務内容に類似性が認められるものを評価の対象とする。

③ ボランティア制度を確立し、効果的な運営に資すること。(配点5点)

(評価事項)

- a ボランティア登録制度を確立し、業務上の位置付けを行っている。
- b ボランティアに対する研修等、資質の向上のための教育が計画されている。
- c その他、安定してボランティア制度を運用、活用していくための提案がなされている。

3 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。 30点

① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。(配点15点)

(評価事項)

- a 道が支払う管理費用の額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額）が、より安価なものである。

② 収支計画書の内容が適切であること (配点5点)

(評価事項)

- a 管理運営に係る具体的なコスト縮減に配慮し、業務処理を安定して行うために、全体として無理のない収支計画である。
- b 光熱水費等の節約等省エネ、リサイクル、環境に対する配慮（地球温暖化対策）に関する提案がなされている。
- c 芝生・樹木等の管理経費の効率的な執行に関する提案がなされている。
- d その他、コスト縮減に関する優れた提案がなされている。

③ 業務計画と収支計画が整合していること。(配点5点)

(評価事項)

- a 業務に係る経費等が市場価格を反映した適正価格であり、実効性がある。
- b 業務を行うために無理のない収支計画である。

④ 社会保険や労働保険等への加入や労働基準法等関係法令の遵守など、雇用条件が確保され、かつ、適切な人件費の支出がなされること。(配点5点)

(評価事項)

- a 職員の雇用にあたり、事業主として社会保険等へ加入し、人件費として法定福利費を負担している。
- b 人員配置に対し、社会通念上、著しく乖離した人件費の支出ではない。

4 北海道の開拓の歴史を示す建造物群の保存及び活用を図り、開拓過程における生活文化に対する認識を深めるものであること。

33点

① 北海道立総合博物館各施設を有効活用する一体的管理や、施設の特性や地域の実情を踏まえた、実効性や有効性に優れた効果的な管理運営が期待できること。(配点10点)

(評価事項)

- a 各施設間の連携や協働による事業が提案されている。
- b 共通入場券の発行や施設利用料金の相互利用による割引制度等の一体的管理の効果を利用者還元できるサービス等が提案されている。
- c 開拓過程における生活文化に対する認識を深める事業が提案されている。
- d 自然や環境の保全や保護、啓発等を深める事業が提案されている。
- e 地域の活性化に結びつく方策が盛り込まれている。
- f 他の道立の文化施設や市町村の博物館等と連携・協力体制が確保できる。
- g 開拓の村における教育普及事業、野幌森林公園自然ふれあい交流館における普及啓発事業又は本施設の利用促進事業の実施に当たり、補助金、助成金等外部資金の確保や、民間活力を活用する手法の導入についての検討が盛り込まれている。
- h その他、地域の実情、風土や特色を生かし、地域に密着した施設づくりの提案がなされている。

② 展示棟、展示資料等を歴史的遺産として維持管理し、活用すること。(配点5点)

(評価事項)

- a 展示棟、展示資料等に対する取扱いについて、道民にとって貴重な財産であるとの認識のもとに維持管理を行う。
- b 維持管理計画(方針)を策定し、計画的な維持管理を行う。
- c 展示棟、展示資料等の維持管理、活用に必要な専門知識を有する職員を配置できる。
- d その他、展示棟、展示資料等の維持管理、活用に関する優れた提案がなされている。

③ 多様な資料の収集が行われるものであること。(配点5点)

(評価事項)

- a 具体的かつ効果的な資料の収集法策が提案されている。
- b 収集した資料の有効活用(調査研究や展示等)が提案されている。

④ 歴史文化や自然保護等の普及啓発を行うため、専門知識を有する職員を配置できること(配点8点)

- a 普及啓発を行うため、専門知識を有する職員を常時配置できる。
- b 普及啓発を行うにあたって、関連施設(博物館等)との協力、連携体制が確保できる。

⑤ 普及啓発事業について実効性のある企画が提案されていること。(配点5点)

(評価事項)

- a 事業の記載内容が管理の目標と整合性があり、実効性のある事業が提案されている。
- b 提案する事業について、同種同規模程度の事業実施実績がある。
- c 実効的な自主企画事業が提案されている。

評価方法

	加点項目に係る提案内容評価の意味合い(判断基準)	評価レベル	得点化方法
定性的評価項目に対する五段階評価	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、非常に的確である。 ○提案内容が有効性、合理性の点で非常に優れている。 ○提案内容が具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。 	A	配点×1.00
	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、的確である。 ○提案内容が有効性、合理性の点で優れている。 ○提案内容が具体性、斬新性、実現性の点で優れている。 	B	配点×0.75
	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容に当該評価項目についての十分な理解・認識が認められる。 ○提案内容に有効性、合理性が認められる。 ○提案内容に具体性、斬新性、実現性が認められる。 	C	配点×0.50
	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容に当該評価項目についての理解・認識があまり認められない。 ○提案内容に加点水準までの有効性、合理性があまり認められない。 ○提案内容に加点水準までの具体性、斬新性、実現性があまり認められない。 	D	配点×0.25
	<ul style="list-style-type: none"> ○当該評価項目についての理解・認識はあるが提案内容が加点水準まで達していない。 ○提案内容に加点水準までの有効性、合理性が認められない。 ○提案内容に加点水準までの具体性、斬新性、実現性が認められない。 	E	配点×0.00